

習志野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を奨励することにより、飼育限度を超えた繁殖を防止し、不必要な生命の処分並びに飼い主のいない猫に起因する被害及び迷惑等の減少を図るため、予算の範囲内において不妊・去勢手術費の一部(以下「助成金」という。)を助成することに関し、習志野市補助金等交付規則(平成20年規則第12号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 所有者のいない猫をいう。
- (2) 不妊手術 卵巣又は卵巣及び子宮の摘出手術をいう。
- (3) 去勢手術 精巣の摘出手術をいう。
- (4) 手術 不妊手術又は去勢手術をいう。
- (5) 協力動物病院 市内において開業し、習志野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成事業に協力する動物病院をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、申請時において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 市内に生息する飼い主のいない猫に対する愛護と適正な飼養をしている愛護者として、習志野市飼い主のいない猫愛護者届出書(別記第1号様式)を市長に届け出た者であること。
- (3) 助成金の交付申請をしようとする年度(以下「申請年度」という。)において、次条に規定する手術を受けさせ、その費用を負担した者であること。

(助成対象となる手術)

第4条 助成の対象となる手術は、市内に生息する飼い主のいない猫に対し、協力動物病院において、申請年度内に実施した手術であり、施術後に、雄は右耳、雌は左耳にV字カットを行ったものとする。

(助成金額等)

第5条 助成金の額は、手術に要した費用に相当する額とし、不妊手術1件につき9,000円、去勢手術1件につき5,000円を上限とする。

2 助成金の交付は、申請年度につき、10件(助成対象者と同一の世帯に属する者が、申請年度に助成金の交付を受けている場合は、その手術件数を含む。)を限度とする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、習志野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付申請書(別記第2号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 手術に係る領収書

(2) その他市長が必要と認める書類

(審査及び交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、習志野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金(交付・却下)決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた申請者は、交付決定を受けた日の翌日から起算して14日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の3月末日のいずれか早い日(その日が習志野市の休日に関する条例(平成元年条例第21号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日前におけるその日に最も近い休日でない日)までに、習志野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金請求書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(手術後の措置)

第9条 第7条の規定により交付決定を受けた申請者は、対象の猫を手術後、遅滞なく飼い主となるべき者を探して引渡し、又は元の場所に返戻しなければならない。

(現況の届出)

第10条 助成金の交付を受けた者は、毎年度6月末までに習志野市飼い主のいない猫現況届(別記第5号様式)を市長に届け出なければならない。ただし、市長が必要ないと認めた場合は、この限りではない。

(決定の取消し)

第11条 市長は、申請者がこの要綱の規定に違反したときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月3日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

習志野市長 宛て

住 所
届出者 氏 名
電話番号

習志野市飼い主のいない猫愛護者届出書

私は、市内に生息する飼い主のいない猫に対する愛護と適正な飼養をしている愛護者として、習志野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱第3条第2号の規定により、次のとおり届け出ます。

主な活動場所(住所等)						
愛護している猫			匹		うち手術済の猫	匹
No.	性別	手術	毛色	推定年齢	尾長	その他特徴(体格、外見等)
1	雌・雄・不明	済・未			長・中・短	
2	雌・雄・不明	済・未			長・中・短	
3	雌・雄・不明	済・未			長・中・短	
4	雌・雄・不明	済・未			長・中・短	
5	雌・雄・不明	済・未			長・中・短	
6	雌・雄・不明	済・未			長・中・短	
7	雌・雄・不明	済・未			長・中・短	
8	雌・雄・不明	済・未			長・中・短	
9	雌・雄・不明	済・未			長・中・短	
10	雌・雄・不明	済・未			長・中・短	
11	雌・雄・不明	済・未			長・中・短	
12	雌・雄・不明	済・未			長・中・短	
13	雌・雄・不明	済・未			長・中・短	
14	雌・雄・不明	済・未			長・中・短	
15	雌・雄・不明	済・未			長・中・短	

※現在、愛護している全ての猫について記入してください。

第2号様式(第6条)

年 月 日

習志野市長 宛て

住 所
ふりがな
申請者 氏 名 印
電話番号

習志野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付申請書

習志野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添付して、申請します。

なお、本申請の交付要件確認のため、住民登録を習志野市が確認することに同意します。また、申請する猫については、4の確認事項に相違ありません。

1 交付申請額 _____ 円 (不妊手術1件につき9,000円、去勢手術1件につき5,000円を上限とする。)

2 対象猫

性別	雌・雄	毛色		尾長	長・中・短	その他特徴	
推定年齢		生息場所(住所等)					

3 添付書類

- ・不妊・去勢手術の領収書の原本(宛名は申請者名であり、領収額の内訳が分かるもの)
- ・耳をV字カットしたことが分かる手術後の猫の写真

4 確認事項

- (1) 申請する猫は、市内に生息する飼い主のいない猫です。
- (2) 申請する猫は、手術後、遅滞なく飼い主となるべき者を探して引渡し、又は元の場所に返戻します。
- (3) 今後も、飼い主のいない猫の繁殖抑制、その他の問題解決に努め、餌場やトイレのこまめな清掃を行うなど、地域住民の方の理解を得られるように管理します。
- (4) 助成金の交付を受けた場合は、毎年度6月末までに習志野市飼い主のいない猫現況届(別記第5号様式)を市長に届け出ます。

【市内協力動物病院 記入欄】

市内協力動物病院 獣医師証明欄			
習志野市長 宛て			
上記対象猫について _____ 年 月 日に 不妊(左耳V字カット)・去勢(右耳V字カット)手術を確かに実施しました。		動物病院名	
手術金額(手術のみの金額) _____ 円(税込)		獣医師氏名	印

様

習志野市長

印

習志野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金(交付・却下)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金の(交付・却下)を決定しましたので、次のとおり通知します。

交付決定額		円		
手術の内容				
対象猫	性別			
	推定年齢			
	毛色		尾長	
	その他特徴 (体格・外見等)			
	生息場所(住所等)			
却下理由				

第4号様式(第8条)

年 月 日

習志野市長 宛て

住 所
請求者 氏 名 ㊞
電話番号

習志野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金請求書

年 月 日付け習志野市指令 第 号により交付決定を受けた習志野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金について、習志野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額		円		
振込先口座	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	
	預金区分	1 普通	2 当座	3 貯蓄
	口座番号			
	フリガナ 口座名義			

※ゆうちょ銀行を振込先金融機関に指定する場合は、振込専用の支店名及び7桁の口座番号を記入してください。

習志野市長 宛て

住 所

届出者 氏 名

印

電話番号

習志野市飼い主のいない猫現況届

習志野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱第10条の規定より、次のとおり届け出ます。

主な活動場所(住所等)								
愛護している猫			匹		うち手術済の猫		匹	
No.	性別	手術	助成	毛色	推定年齢	尾長	その他特徴 (体格、外見等)	猫の状況
1	雌・雄・不明	済・未	有・無			長・中・短		
2	雌・雄・不明	済・未	有・無			長・中・短		
3	雌・雄・不明	済・未	有・無			長・中・短		
4	雌・雄・不明	済・未	有・無			長・中・短		
5	雌・雄・不明	済・未	有・無			長・中・短		
6	雌・雄・不明	済・未	有・無			長・中・短		
7	雌・雄・不明	済・未	有・無			長・中・短		
8	雌・雄・不明	済・未	有・無			長・中・短		
9	雌・雄・不明	済・未	有・無			長・中・短		
10	雌・雄・不明	済・未	有・無			長・中・短		
11	雌・雄・不明	済・未	有・無			長・中・短		
12	雌・雄・不明	済・未	有・無			長・中・短		
13	雌・雄・不明	済・未	有・無			長・中・短		
14	雌・雄・不明	済・未	有・無			長・中・短		
15	雌・雄・不明	済・未	有・無			長・中・短		

○地域での活動状況等(苦情の有無、苦情に対する対処等)